

## 第60回通常総代会資料 正誤表

### 【訂正箇所】

P54 部門別損益計算書（網掛け        を付した箇所）

【 正 】				
(単位：千円)				
区 分	合 計	信用事業	営農指導事業	共通管理費等
営農指導事業分配賦額 ⑱	/	32,227	△76,240	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑱)	99,924	341,347	/	

  

【 誤 】				
(単位：千円)				
区 分	合 計	信用事業	営農指導事業	共通管理費等
営農指導事業分配賦額 ⑱	/	32,234	△76,248	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑱)	99,916	341,341	/	

【訂正箇所】

P78 第5号議案の別記（農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び宅地等供給事業実施規程の一部変更について）  
（網掛け        を付した箇所）

No	規程名	正	誤
1	農業経営受託規程	第1条 この規程は、 <u>神奈川つくい</u> 農業協同組合定款第7条の規定に基づき、この組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の事業について、必要な事項を定め、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。	第1条 この規程は、 <u>津久井郡</u> 農業協同組合定款第2条第2項の規定に基づき、この組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の事業について、必要な事項を定め、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。
2	特定農地貸付規程	第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に <u>神奈川つくい</u> 農業協同組合（以下「組合」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。	第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に <u>津久井郡</u> 農業協同組合（以下「組合」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。
3	宅地等供給事業実施規程	第1条 この規程は、 <u>神奈川つくい</u> 農業協同組合定款第7条の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。	第1条 この規程は、 <u>津久井郡</u> 農業協同組合定款第7条の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

【訂正箇所】

P109 第60年度（平成30年度）表彰（敬称略）（網掛け        を付した箇所）

地 区	氏 名	役 職 名	
		正	誤
内郷支店	神保 道雄（じんぼ みちお）	<u>元結婚相談員</u>	<u>結婚相談員</u>
牧野支店	高崎 修治（たかさき しゅうじ）	<u>総 代</u>	<u>支 部 長</u>